

広島県選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した。

令和七年七月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻

茂

別表

施設の種類	施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
病院	医療法人西本会 安浦病院	呉市安浦町女子畑133番地	令和 7 年 7 月 23 日